

平成 25 年 10 月 11 日
独立行政法人国民生活センター

「ねらわれてます高齢者 悪質商法 110 番」実施結果

近年、高齢者の消費者トラブルが増加しており、全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は高齢者人口の伸びを大きく上回るペースで増えている¹。

国民生活センターでは、敬老の日（9 月 16 日（月））をはさんだ 9 月 14 日（土）～20 日（金）を「高齢者相談ウィーク」として高齢者からの相談に積極的に取り組むこととし、特に 17 日（火）・18 日（水）の 2 日間は、高齢者被害の掘り起こしと注意喚起を目的に「ねらわれてます高齢者 悪質商法 110 番」（以下「高齢者 110 番」という）を実施した²。

以下、その実施結果を報告する。

1. 「高齢者 110 番」の実施概要

- ・ 名 称 : ねらわれてます高齢者 悪質商法 110 番
- ・ 実施日 : 平成 25 年 9 月 17 日（火）・18 日（水）（受付時間は 10:00～16:00）
- ・ 場 所 : 国民生活センター相談情報部（特設の電話回線を設置して実施）
- ・ 対 象 : 契約当事者が 60 歳以上の消費生活相談全般
※家族や周囲の方からの相談も受付

2. 「高齢者 110 番」の集計結果

(1) 相談件数

- ・ 9 月 17 日（火） : 27 件
- ・ 9 月 18 日（水） : 30 件 2 日間合計 : 57 件

※ 高齢者相談ウィーク（9 月 14 日～20 日）全体では 130 件

1 消費者庁「平成 25 年度版消費者白書」P34 図表 2-2-2 参照。

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/25hakusho_honbun_4.pdf

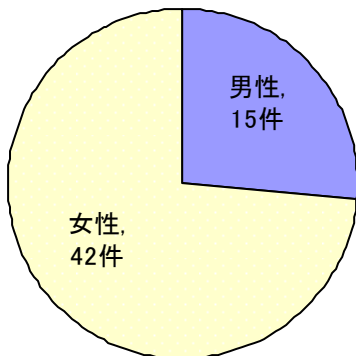
2 この取組みは、関東甲信越ブロックの都道府県・政令市の消費生活センター（全 16 センター）との共同による「高齢者被害防止共同キャンペーン」の一環として実施したものである。なお、高齢者 110 番を含め、高齢者相談ウィークの期間中に受け付けた高齢者からの相談は、今後の分析に活用し、注意喚起等に役立てる予定。

(2) 契約当事者等の属性 (全 57 件)

①契約当事者の性別

→7割強が女性からの相談であった。

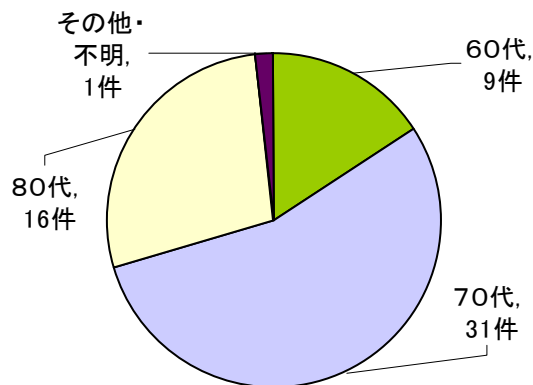
図1 契約当事者性別内訳



②契約当事者の年代

→70歳以上の相談が8割強を占めている。

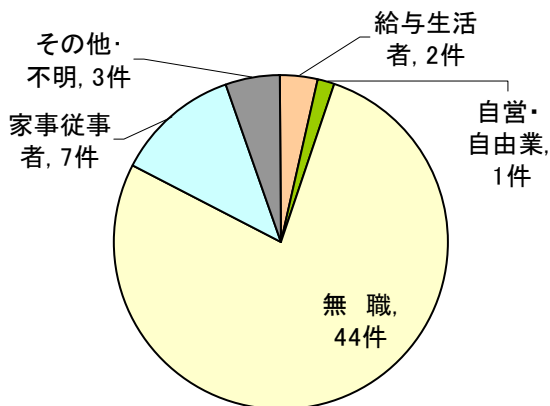
図2 契約当事者年代別内訳



③契約当事者の職業

→約9割が無職又は家事従事者であった。

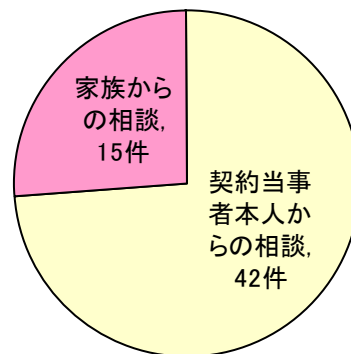
図3 契約当事者の職業



④相談者の属性

→3割弱が家族からの相談であった。

図4 相談者属性



(3) 主な商品・サービス

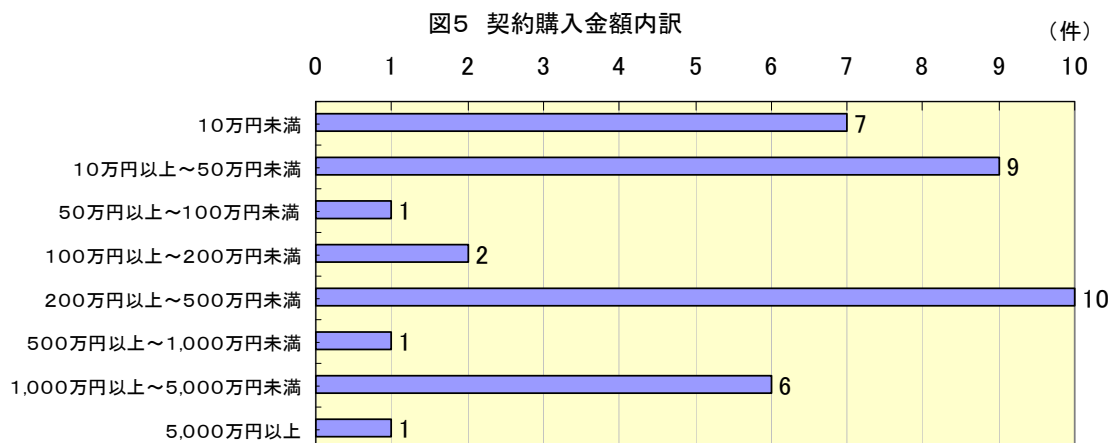
詐欺的な投資被害（「買え買え詐欺」を含む）と健康食品の送りつけ商法で、全体の半数近く（約45%）に及んでおり、高齢者をねらった詐欺的な勧誘が横行していることがうかがえる。

表 商品・サービスの内容

内容	件数	割合
未公開株等の詐欺的投資被害	14件	24.6%
ダイヤモンドの買え買え詐欺	6件	10.5%
健康食品の送りつけ商法	6件	10.5%
不審な電話	3件	5.3%
宝くじ・ロト6詐欺	2件	3.5%
先物取引、株取引	2件	3.5%
その他	24件	42.1%
合計	57件	100.0%

(4) 契約購入金額

契約購入金額の平均は約 695 万円となっている（金額が不明及び 0 円のものを除く 37 件で集計）。また、既支払金額の平均は約 802 万円であり（既支払の 26 件で集計）、非常に高額になっている。



3. 主な事例

【事例1】プロ向けファンド（適格機関投資家等特例業務）の詐欺的投資被害

3年前、姉から「利息が小遣いになる」と勧められてファンドに投資した。それまで投資をしたことがなかったので、事業者の登記簿を確認し、財務局で適格機関投資家等特例業務としての届出がされていることを確認し、信用して1,600万円を投資した。しかし、連絡が取れなくなり、すぐに警察に相談した。弁護士に相談しても「連絡が取れなければ動けない。警察に探してもらうように」と言われた。返金してほしい。

(60歳代 女性 無職)

【事例2】ダイヤモンドの買え買え詐欺

A社の社員を名乗る男から電話があり、「あなたはB社のダイヤモンドを購入する権利を持っている。名義を貸してほしい」と頼まれた。「迷惑はかけない」と言うので気軽な気持ちで引き受けた。自分はB社に申し込みだけし、お金はA社が振り込むとのことだった。しかし、B社の弁護士から「B社に検査が入った。あなたが購入しているのにお金を払っていない」と責められ、さらに「あなたが余計なことをしたから取引できなくなった。代金1,000万円と迷惑料500万円を支払わないとあなたは警察に捕まる」と脅され、家族に迷惑がかかっては困ると思い、誰にも相談できず生命保険を解約して1,000万円を弁護士が指定する住所に宅配便で送った。お金を返してほしい。

(70歳代 女性 無職)

【事例3】健康食品の送りつけ商法

10日前に「ご注文ありがとうございます。健康食品を送ります」という電話があった。「いつ注文したのか」と聞くと、「10日ほど前に注文を受けた」と話していたが、強い口調で断ると相手は電話を切った。妻は持病があり薬を飲んでいるため健康食品を利用することはない。頻繁に電話がかかってきて迷惑しているので、いい対処方法があれば教えてほしい。

(70歳代 男性 無職)

【事例4】不審な電話

国の機関を名乗って不審な電話がかかってくる。財務局と国税庁を名乗って電話があり、「調査をしている」と言われた。「出かける用意をしている」と断ったが、「何時に帰るか」とか「子どもに代われないか」などと言ってきて、しつこいので電話を切った。不審なので情報提供したい。
(70歳代 女性 家事従事者)

4. 消費者へのアドバイス

- ① 高齢者をねらった詐欺的な勧誘が横行しています。特に投資やもうけ話に関するものが非常に多く、一度お金を払ってしまうと取り返すことが困難です。契約書にサインしたりお金を払う前に、必ず家族や友人等に相談してください。
- ② 複数の業者が登場してくる「買え買え詐欺」に十分に注意してください。「買え買え詐欺」では、自宅に投資商品などのパンフレットが送られてきた後に、別の業者から「代わりに購入してほしい」「名義を貸してほしい」などの電話がかかってくる。いままでに実際に業者が買い取った事例は一度も確認されていません。このような電話がかかってきたら、早めにきっぱりと断ってください。
一度電話に出ると切りにくくなります。そこで、留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じて後でかけ直すようにする方法が有効です。また、発信者番号表示機能のある電話を使用している場合には、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないという方法もあります。
- ③ 頼んでもいない健康食品等を勝手に送りつけてくる悪質商法が増えています。業者は「あなたから申し込みを受けた」などと言いますが、申し込んだ覚えがなければきっぱり断ってください。断ったにもかかわらず一方的に送りつけられた場合は、商品の受け取りを拒否してください。
- ④ 過去に被害にあったことのある方は「二次被害」にあわないよう特に注意が必要です。悪質な業者は、過去の名簿などを用いて「被害を取り返す」などと言って、新たな出資を募ったり商品を購入させようとします。しかし、実際には被害は回復されず、さらにお金をだまし取られることとなります。
- ⑤ 少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。
- ⑥ 高齢者の消費者トラブルの未然防止のためには、身近な人の協力や見守りが不可欠です。日頃から家族やホームヘルパーなどの身近な人が本人の様子などに気をつけてください。

(参考1) 国民生活センターでは、「お昼の消費生活相談」として、平日の11時～13時に、03-3446-0999でご相談を受け付けている。

○国民生活センターの消費生活相談窓口：<http://www.kokusen.go.jp/soudan/index.html>

(参考2) 国民生活センターホームページでは、高齢者をねらった悪質商法の手口や最新情報、地域の人と一緒に注意すべきポイントについて、随時提供している。

○高齢者の消費者被害：http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/koureisya.html

○見守り情報：<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>

<title>「ねらわれてます高齢者 悪質商法110番」実施結果</title>